

陽性判明からの流れ（届出対象外の者）

**届出対象外の者**

下記①～④のいずれにも該当しない者

①65歳以上  
 ②入院を要する者  
 ③重症化リスクあり、かつ、  
 ・新型コロナ治療薬の投与が必要な者  
 ・新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者  
 ④妊婦

※1

- 埼玉県内に居住していること（滞在を含む）
- 16歳以上50歳未満であること
- 次のうちいずれかに該当すること
  - ①有症状で、自身で検査し、陽性の結果が出た抗原定性検査キットをお持ちの方
  - ②無料検査（PCR,抗原定性）の結果が陽性になった方（ただし、有効期限内の検査結果通知をお持ちの方に限る）
  - ③同一世帯に陽性者がいる濃厚接触者で、無症状であり、陽性の結果が出た抗原定性検査キットをお持ちの方
- 基礎疾患※が無いこと
  - ※悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、免疫機能が低下している方
- 妊娠していないこと

※1、2埼玉県ホームページより

医療機関を受診

検査キットにより陽性確認

※2

- 埼玉県内に居住していること（滞在を含む）
- 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の「陽性者」として診断を受けていること。

本人が登録

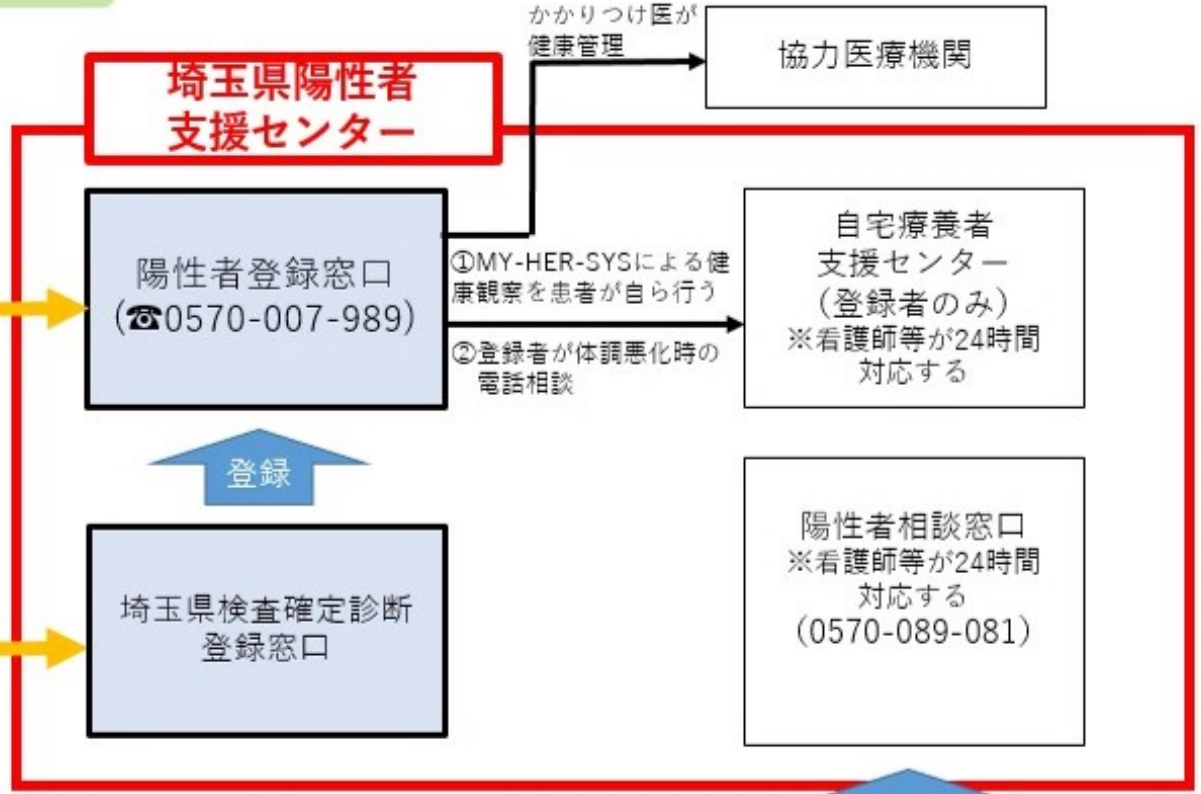
**陽性**

※1

本人が登録

**陽性**

■届出対象外の方は「陽性者登録窓口」へ登録のうえ、My HER-SYSでの健康観察をお願いします。



※陽性者登録窓口と保健所で登録者のMY-HER-SYSデータを共有

相談

未登録の方

・未登録の方は必ず登録してもらおうよう要請